

令和3年第5回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年5月25日(火) 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 小峯完治、2 和久津一美、3 岩崎真一、4 大野仁、5 加藤俊子、6 熊井茂夫、7 倉持成彦、9 砂川富夫、10 住谷行雄、11 滝沢和一
【欠席委員】	8 白根行枝
【傍聴人】	0名
事務局長	只今より、令和3年第5回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、和久津委員にお願いします。
和久津委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 2番の和久津委員と、3番の岩崎委員にお願いします。
議長	次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案について説明させていただきます。 農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年5月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。 今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。 農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権の設定等を行うものになります。 まず、第1号件からご説明いたします。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。

	<p>こちらは、所有権移転の案件で、転用目的は自治会館です。</p> <p>申請地は、平成 24 年 11 月 5 日付けで農用地区域から除外されており、農地区分は、第 3 種農地です。</p> <p>第 3 種農地は、原則許可することとされていることに加え、本件は申請者が所有している「お堂」の隣接地でもあるため、農地転用はやむを得ないと考えております。</p> <p>建築面積は 110.96 m²で、排水計画は合併浄化槽より側溝へ放流する計画です。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は休耕地で、雑草が繁茂しておりましたので、申請範囲が良く分かりませんでした。</p> <p>草刈りを行い、範囲を明確にするよう、事務局を通じて申請者に依頼しました。</p> <p>現地調査の報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1 号議案第 1 号件について何か質問等ありますか。</p>
事務局	<p>「草刈りを行ったので、確認してほしい」と、申請者から連絡がありましたので、昨日、事務局が現地を確認しました。</p> <p>その結果、本日お配りした写真のとおり除草されておりましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>写真のとおり除草されたとのことですが、皆様から何か意見等ありますか。</p>
加藤委員	<p>除外した当時、私は農業委員でなかったので教えてほしいのですが、移転するに至った理由は何だったのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の自治会館は、桶川北本インターの整備に伴って移転された、暫定的な自治会館になります。</p> <p>建築された土地が申請自治会の所有する土地ではないこと、現在の自治会館が老朽化していることが、この度申請に至った大きな理由です。</p> <p>除外当時は、お堂と自治会館を同時に建築する予定でしたが、資金の関係から、先にお堂のみを建築したようです。</p> <p>そのため、申請地の隣地には、申請自治会のお堂が既に建築されております。</p> <p>このタイミングでの申請となった理由は、「自治会館の建築資金が確保できたから」ということになります。</p>

加藤委員	<p>そういうことだったのでですね。 よく分かりました。</p>
議長	<p>他に、ご意見ご質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第1号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件についてご説明いたしますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年5月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは、所有権移転の案件で、転用目的は駐車場敷地です。 申請地は、令和2年5月の除外申出案件で、令和3年1月25日付けで農用地区域から除外されております。 第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であり、農地区分は第2種農地と考えております。 第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっており、本件は不許可の例外に該当するものと考えられます。 こちらの案件は、申請地に隣接する会社が普通自動車47台分の駐車場として利用する計画です。 申請者は、平成30年(7月12日)に2筆を除外し、(52台分の)駐車場敷地として農地転用を行いました。当時よりも車両保有台数が58台増加しております。 現在は、会社の敷地内に増加した分の58台を駐車しておりますが、今後計画している新社屋の工事に伴い、47台分の普通自動車駐車場の確保が急務となっているため、今回の申請に至りました。 残りの11台につきましては、引き続き会社の敷地内に駐車する予定です。 なお、転用面積は、33㎡の雑種地を含めた932㎡で、規模は妥当と考えております。 また、現在使用している駐車場は、所有地が6筆・借入地が7筆ございますが、全て引き続き使用する予定とのことです。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

砂川委員	<p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号件についてご説明いたしますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年5月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は第3種農地と考えています。</p> <p>こちらも所有権移転の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>建築面積は104.28㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第3号件について、ご異議ございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第2号議案について説明いたします。 農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年5月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。 基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 申請件数は、1件です。 新規のもので、利用権の設定期間は10年間です。 利用権を設定する土地の合計面積は1,295㎡となっております。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
砂川委員	それでは報告させていただきます。 5月18日に現地調査を行いました。 対象地は、写真のとおり適正に管理されておりましたので、特段問題がなかったことを報告いたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の3～4ページをご覧ください。 全部で13件で、全て所有権の移転です。 転用目的は、住宅敷地が12件、ごみ置場が1件です。 なお、令和3年4月23日から同年5月14日までの専決処分となっております。

	<p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。 新型コロナウイルス再拡大を鑑み、来月からは人数を制限して活動します。 現地調査は会長と班長の2名で行い、総会は2グループに分けて行います。 スケジュールやグループ分けについては、後日文書をお送りしますので、ご確認ください。</p> <p>今回の現地調査は、令和3年6月17日（木）の午前9時から、第1班が行いますので、会長と第1班の班長は、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、今回の農業委員会総会は、令和3年6月24日（木）の午後2時から行いますので、Aグループの委員は、市役所3階の会議室304にお集まりください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。 それでは、和久津委員に閉会をお願いいたします。</p>
和久津委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後2時40分</p>